社会福祉法人つくばみらい市社会福祉協議会退職手当支給規程

（目的）

第１条　この規程は，社会福祉法人つくばみらい市社会福祉協議会（以下「本会」という。）の職員給与規程第３条及び社会福祉法人つくばみらい市社会福祉協議会保育園職員給与規程第２７条の規定に基づき，職員の退職手当の支給に関して必要な事項を定めるものとする。

（適用範囲）

第２条　この規程による退職手当は，本会に雇用され勤務する常勤職員に適用する。会計年度任用職員には適用しない。

（退職手当）

第３条　退職手当は，全国社会福祉団体職員退職手当積立基金（以下「基金」という。）制度による退職手当を支給する。

（退職手当の額）

第４条　退職手当の額は，基金の定めにより計算された額とする。ただし，第６条第２項の規定に該当する場合は，別途定めにより決定した額とする。

２　休職する期間については，本会の都合による場合を除き，前項の計算の期間に参入しない。

（退職手当の支払方法及び支払時期）

第５条　退職手当は，支給自由の生じた日から３月以内に退職した職員（死亡による退職の場合はその遺族）に支払う。

（給付の制限）

第６条　退職手当は，次の各号に該当する者には支給しない。

（１）勤続年数が１年に満たない者

（２）退職した職員が，引き続き基金に加入している施設または団体に勤務し，加入期間の継続を行った者（以下「継続職員」という。）

２　懲戒解雇により退職した者については，退職手当の全部または一部を支給しないことがある。

（継続期間の継続）

第７条　基金に加入している施設または団体から継続職員として採用された者の継続期間は，それまで勤務していた施設または団体における継続期間を通算する。

（掛金の納付）

第８条　本会は，第３条に規定する基金に対し，定められた掛金を納付する。

（委任）

第９条　この規程の施行に関して必要な事項は，会長が別に定める。

附則

１　この規程は，平成１８年４月１日から施行する。

２　この規程は，平成２９年４月１日から施行する。

３　この規程は，平成３１年３月２０日から施行する。

４　この規程は，令和２年４月１日から施行する。